



2017年6月28日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 山 本 良 一
(コード 3086 東証、名証第一部)
問合せ先責任者 執行役 経営戦略統括部
コーポレートガバナンス推進部長 牧 田 隆 行
(TEL 03 - 6895 - 0178)

役員向け株式対価報酬制度の導入に伴う株式報酬としての 第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、役員向け株式対価報酬制度の導入に伴う株式報酬として第三者割当による新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2017年7月24日(月)
(2) 発行する株式の 種類及び数	当社普通株式2,446,600株
(3) 発行 価 額	1株につき1,614円
(4) 発行 総 額	3,948,812,400円
(5) 増 加 する 資 本 金 の 額	1,974,406,200円(1株につき807円)
(6) 増 加 する 資 本 準 備 金 の 額	1,974,406,200円(1株につき807円)
(7) 割 当 方 法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 ①日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76085口) ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76086口)
(8) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日公表の「役員向け株式対価報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役及び執行役並びに当社の主要子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員（以下総称して「役員」といいます。）を対象に、新たなインセン

ティップランとして信託を活用した株式対価報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

本新株式発行は、当社が本制度の導入に際し、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する本制度に係る信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する第三者割当による新株式発行です。

3. 株式割当契約の概要

(1) 割当予定先の概要

割当予定先①（信託Ⅰ）

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（役員報酬B I P信託口・76085 口）

割当予定先②（信託Ⅱ）

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（役員報酬B I P信託口・76086 口）

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取組みについて割当予定先の企業行動規範により確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 本制度に係る信託（B I P信託）の主な内容

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
② 信託の目的	当社執行役並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対するインセンティブの付与	当社非執行取締役がステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わるため
③ 委託者	当社	
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤ 受益者	当社執行役並びに当社子会社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を充足する者	当社非執行取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦ 信託契約日	2017年7月14日	
⑧ 信託の期間	2017年7月14日～2022年8月末（予定）	
⑨ 制度開始日	2017年7月14日	
⑩ 議決権行使	行使しない	
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑫ 取得株式の総額	3,564,841,800 円	383,970,600 円
⑬ 株式の取得時期	2017年7月24日	
⑭ 株式の取得方法 （信託設定時）	第三者割当による当社株式の取得（第三者割当の方法による新株式発行）	
⑮ 帰属権利者	当社	
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

(3) 割当予定先を選定した理由

本制度の導入に際しては、三菱UFJ信託銀行株式会社ほかより提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、同社との間で本制度に係るB I P (Board Incentive Plan) 信託契約を締結することとしました。

B I P信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託しております。三菱UFJ信託銀行株式会社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、B I P信託において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、それぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76085 口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76086 口)」が割当予定先として選定されることとなります。

(4) 割当予定先の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76085 口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76086 口)」は、株式交付規程に従い、信託期間中の一定の時期に、役員に対して役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)します。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、割当予定先が割当日より2年間において本新株式発行により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は、割当予定先から確約書を取得する予定です。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社からB I P信託に拠出される当初信託金が払込期日において信託財産内に存在する予定である旨、B I P信託契約により確認を行っております。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度の導入を目的として行います。

発行価額は、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本新株式発行に係る取締役会決議日前日(2017年6月27日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,614円としました。

本新株式発行に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えています。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(2017年5月29日から2017年6月27日まで)の終値の平均値である1,635円(円未満切捨て)に98.72%(乖離率▲1.28%、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)を乗じた額であり、同直前3か月間(2017年3月28日から2017年6月27日まで)の終値の平均値である1,615円(円未満切捨て)に99.94%(乖離率▲0.06%)を乗じた額であり、同

直前6か月間（2016年12月28日から2017年6月27日まで）の終値の平均値である1,652円（円未満切捨て）に97.70%（乖離率▲2.30%）を乗じた額であるため、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しました。

発行数量につきましては、当社の報酬委員会等が決議した株式交付規程に基づき信託期間中に役員として在任している者に当社株式を交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は自己株式を除く発行済株式総数（2017年2月末）に対し0.94%（小数点第3位を四捨五入）と小規模なものです。また、本新株式発行により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い役員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本新株式発行による影響は軽微であり合理的であると判断しています。

5. 企業行動規範上の手続

本新株式発行による希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上